

就学援助について

経済的理由により、子どもを就学させることが困難な保護者に対して、学校生活に必要な経費の一部を援助する制度があります。

○対象

- ・世帯のなかで当該年度市民税所得割課税額の合算が、基準額以下の世帯。
（基準額は毎年変わります）
- ・病気、事故、災害、失業、などにより子どもの教育費に困っている世帯。

○申請時期

5月中旬から6月末までに申請されると、4月に遡って認定されます。
（4月15日号の市広報に掲載されています。また、学校からも案内を配布します）
※随時、申請することもできます。

○申請方法

- ・保護者からの申請により行います。
- ・申請用紙は市教育委員会教育総務課または学校にあります。また、生駒市ホームページ（<http://www.city.ikoma.lg.jp/>）のトップページ左下の「申請書のダウンロードコーナー」からもダウンロードできます。
- ・前年度に援助を受けておられた世帯でも毎年申請が必要です。

○受給の対象となる費用

- ・学校給食費（実費）
- ・学用品、通学用品費（支給限度額あり）
- ・新入学児童生徒学用品費〔1年生〕（支給限度額あり）
- ・校外活動費、修学旅行費（支給限度額あり）
- ・医療費〔対象は学校病（虫歯等）で、夏休み中の治療に限る〕（実費）等

○申請の時に必要なもの

- ・印鑑（みとめ）、通帳
1月2日以降に生駒市に転入された方は、前住所の課税証明書を必ず添付してください。（課税証明書の発行時期については、前住所の地の市町村へご確認ください。）

○その他

- ・市民税の申告をしていない場合は、審査できませんのでご注意ください。
- ・現在、生活保護を受けている方のうち、教育費受給世帯は申請する必要はありません。

○お問い合わせ

- ・生駒市教育委員会教育総務課 生駒市役所2階15番窓口 T e l（代）74-1111
（内線626）